

南九州市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年南九州市告示第 17 号）

◇左欄は、「南九州市介護予防・日常生活支援総合事業要綱」を記載しています。 南九州市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 （趣旨） 第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年 6 月 9 日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この告示における用語の意義は、法、省令及び実施要綱の例による。 （事業の内容） 第 3 条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 介護予防・生活支援サービス（法第115条の45第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業をいう。以下同じ。） ア 訪問型サービス（法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業をいう。以下同じ。） 基準型訪問介護予防サービス（訪問型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第 5 条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。） イ 通所型サービス（法第115条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業をいう。以下同じ。） (ア) 基準型通所介護予防サービス（通所型サービスのうち、平成26年改正前法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。） (イ) 緩和型デイサービス（通所型サービスのうち、省令第140条の63の 6 第 2 号に該当するものとして、緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。） ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業をいう。以下同じ。） (2) 一般介護予防事業 ア 介護予防把握事業 イ 介護予防普及啓発事業 ウ 地域介護予防活動支援事業 エ 一般介護予防事業評価事業 （総合事業の実施方法） 第 4 条 総合事業の実施方法は、次のとおりとする。	◇右欄は、関係する厚生労働省告示等や留意事項を記載しています。 【介護保険法第 115 条の 45 第 1 項】 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。 【介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号】 一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第一号事業」という。） イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第一号訪問事業」という。） ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第一号通所事業」という。） ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業（ニにおいて「第一号生活支援事業」という。） ニ 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）
---	---

(1) 基準型訪問介護予防サービス 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）による実施 (2) 基準型通所介護予防サービス 指定事業者による実施 (3) 緩和型デイサービス 指定事業者による実施 (4) 介護予防ケアマネジメント 直接又は委託による実施 (5) 一般介護予防事業 直接又は委託による実施 （事業の対象者） 第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者 （事業の対象者） 第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者 (2) 事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。） 2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わるものとする。 （介護予防・生活支援サービスに要する費用の額） 第6条 介護予防・生活支援サービス（指定事業者が実施するものに限る。次項、次条及び第9条において同じ。）に要する費用の額は、次の各号に掲載する事業に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 基準型訪問介護予防サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める南九州市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額に、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下「費用の額の算定に関する基準」という。）の例により算定した単位数を乗じて得た額	【介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項】 市町村は、第一号事業（第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費を支給することにより行うことができる。 【介護保険法第 53 条第 1 項】 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつておりときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 【厚生労働大臣が定める一単位の単価】 南九州市は、地域区分がその他、全てのサービス種類についての割合が 1000 分の 1000 で、単価は 10 円 【指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準】別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防訪問介護費（1 月につき） イ 介護予防訪問介護費（Ⅰ） 1,168 単位 ロ 介護予防訪問介護費（Ⅱ） 2,335 単位
--	---

	ハ 介護予防訪問介護費（Ⅲ） 3,704 単位 注 1 利用者に対して、指定介護予防訪問介護事業所（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）附則第 2 条第 3 号及び第 4 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「旧指定介護予防サービス基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス基準第 4 条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 イ 介護予防訪問介護費（Ⅰ） 介護予防サービス計画（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において 1 週に 1 回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者 ロ 介護予防訪問介護費（Ⅱ） 介護予防サービス計画において 1 週に 2 回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者 ハ 介護予防訪問介護費（Ⅲ） 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数を超える指定介護予防訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区分である者に限る。） 2 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（旧指定介護予防サービス基準第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定介護予防訪問介護事業所において、指定介護予防訪問介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。 3 指定介護予防訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の登録を受けたものに限る。以下この注並びに介護予防訪問入浴介護費の注 4，介護予防訪問看護費の注 2 及び介護予防訪問リハビリテーション費の注 2 において同じ。）若しくは指定介護予防訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定介護予防訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に
--	---

	相当する単位数を算定する。 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護を行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 6 指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第 26 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防訪問介護を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護費は、算定しない。 8 利用者が一の指定介護予防訪問介護事業所において指定介護予防訪問介護を受けている間は、当該指定介護予防訪問介護事業所以外の指定介護予防訪問介護事業所が指定介護予防訪問介護を行った場合に、介護予防訪問介護費は、算定しない。 ニ 初回加算 200 単位 注 指定介護予防訪問介護事業所において、新規に介護予防訪問介護計画（旧指定介護予防サービス基準第 39 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の属する月に指定介護予防訪問介護を行った場合又は当該指定介護予防訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の属する月に指定介護予防訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。 ホ 生活機能向上連携加算 100 単位 注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第 79 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定介護予防訪問介護を行ったときは、初回の
--	---

(2) 基準型通所介護予防サービス 10円に単価告示に定める南九州市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額に，費用の額の算定に関する基準の例により算定した単位数を乗じて得た額	当該指定介護予防訪問介護が行われた日の属する月以降 3 月の間， 1 月につき所定単位数を加算する。 へ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問介護事業所が，利用者に対し，指定介護予防訪問介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，平成 30 年 3 月 31 日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 48 に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める一単位の単価】 南九州市は，地域区分がその他，全てのサービス種類についての割合が 1000 分の 1000 で，単価は 10 円 【指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準】別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 6 介護予防通所介護費（1 月につき） イ 介護予防通所介護費 (1) 要支援 1 1,647 単位 (2) 要支援 2 3,377 単位 注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（旧指定介護予防サービス基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）において，指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス基準第 96 条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に，利用者の要支援状態区分に応じて，それぞれ所定単位数を算定する。ただし，利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は，別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 2 指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者（旧指定介護予防サービス基準第 97 条第 1 項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。）が，別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して，通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第 101 条第 6 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて，指定介護予防通所介護を行った場合は，1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において，若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定介護予防通所介護を行った場合は，若
--	---

	年性認知症利用者受入加算として、1 月につき 240 単位を 所定単位数に加算する。 4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入 所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又 は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認 知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所 介護費は、算定しない。 5 利用者が一の指定介護予防通所介護事業所において指 定介護予防通所介護を受けている間は、当該指定介護予防 通所介護事業所以外の指定介護予防通所介護事業所が指 定介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費 は、算定しない。 6 指定介護予防通所介護事業所と同一建物に居住する者 又は指定介護予防通所介護事業所と同一建物から当該指 定介護予防通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防 通所介護を行った場合は、1 月につき次の単位を所定単位 数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要 であると認められる利用者その他やむを得ない事情によ り送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を 行った場合は、この限りでない。 イ 要支援 1 376 単位 ロ 要支援 2 752 単位 ロ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都 道府県知事に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的とし て共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対 して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活 機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、 1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合におい て、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善 加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算の いずれかを算定している場合は、算定しない。 イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員そ の他指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従 業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設 定した介護予防通所介護計画（旧指定介護予防サービス基 準第 109 条第 2 号に規定する介護予防通所介護計画をい う。以下同じ。）を作成していること。 ロ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者 の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向 上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択 に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者 を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グル ープ活動サービスが適切に提供されていること。 ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを 1 週につき 1 回以上行っていること。 ハ 運動器機能向上加算 225 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都 道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的と して個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の 状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注 及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行 った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。 イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作 業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩 マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」 という。）を 1 名以上配置していること。 ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療
--	--

	法士等，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して，運動器機能向上計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等，介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに，利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。 ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。 ニ 栄養改善加算 150 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て，低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して，当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として，個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって，利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は，1 月につき所定単位数を加算する。 イ 管理栄養士を 1 名以上配置していること。 ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し，管理栄養士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して，利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに，利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。 ホ 口腔機能向上加算 150 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て，口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して，当該利用者の口腔機能の向上を目的として，個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって，利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔^{くう}機能向上サービス」という）を行った場合は，1 月につき所定単位数を加算する。 イ 言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置していること。 ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し，言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して，利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに，利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。 へ 選択的サービス複数実施加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし
--	--

	て、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位 (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位 ト 事業所評価加算 120 単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。 チ サービス提供体制強化加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が利用者に対し指定介護予防通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて 1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （一） 要支援 1 72 単位 （二） 要支援 2 144 単位 (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （一） 要支援 1 48 単位 （二） 要支援 2 96 単位 (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （一） 要支援 1 24 単位 （二） 要支援 2 48 単位 リ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成 30 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからチまでにより算定した単位数の 1000 分の 40 に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからチまでにより算定した単位数の 1000 分の 22 に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数 ◎別表第 1（第 6 条関係） 1 緩和型デイサービス費 247 単位（1 回につき） 注 緩和型デイサービス費に係る算定回数は、介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の利用が必要と認められた場合で、週 1 回を限度と
(3) 緩和型デイサービス 10円に別表の単位数を乗じて得た額	

2 前項の規定により介護予防・生活支援サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（第 1 号事業支給費の支給）

第 7 条 市長は、第 5 条第 1 項各号に掲げる者が、介護予防・生活支援サービスを利用したときは、第 1 号事業支給費として、前条に定める費用の額の 100 分の 90（法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100 分の 80）に相当する額を支給するものとする。

（支給限度額）

第 8 条 事業対象者に対して前条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成 12 年厚生省告示第 33 号。次項において「厚生省告示」という。）第 2 号に定める要支援 1 の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の 100 分の 90（法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100 分の 80）に相当する額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、退院直後等で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状況により、市長が必要と認める場合は、前条の規定により支給される額の合計は、厚生省告示第 2 号に定める要支援 2 の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の 100 分の 90（法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100 分の 80）に相当する額を超えることができないこととすることができる。

（第 1 号事業支給費の額の特例）

第 9 条 災害その他特別な事情により、介護予防・生活支援サービスに必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者が受ける第 1 号事業支給費について前 2 条の規定を適用する場合は、これらの規定中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市長が定めた割合」と、「100 分の 80」とあるのは「100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市長が定めた割合」とすることができる。

（指定事業者の指定等）

第 10 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の指定及び法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の指定の更新を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南九州市介護予防・生活支援サービス事業所指定（更新）申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、指定の場合は事業開始予定の 1 月前までに、指定の更新の場合は現に受けている指定の有効期間の満了日の

する。

【居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額第 2 号】

二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

イ 要支援一 五千三単位

ロ 要支援二 一万四百七十三単位

【介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 1 項】

第百十五条の四十五の三第一項の指定（第百十五条の四十五の七第一項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。

【介護保険法第 115 条の 45 の 6 第 1 項】

指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

1 月前までに行わなければならない。 3 市長は、前 2 項による申請があった場合、法第115条の45の 5 第 2 項の規定に基づき指定又は指定の更新の適否を審査し、指定又は指定の更新をすることを決定したときは、書面により、当該申請をした者に通知するものとする。 4 第 1 項の指定又は指定の更新の有効期間は、6 年とする。 5 前各項に定めるもののほか、指定事業者の指定又は指定の更新の基準その他指定又は指定の更新に必要な事項は、市長が別に定める。 （指定の拒否） 第11条 市長は、前条第 1 項に規定する指定又は指定の更新の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は指定の更新をしないものとする。 (1) 申請者が法人でないとき。 (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が南九州市介護予防・生活支援サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年南九州市告示第16号。以下「基準要綱」という。）に定める基準を満たしていないとき。 (3) 申請者が基準要綱に規定する基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき。 (4) 当該申請に係る法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (5) 申請者が法その他国民の健康医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (6) 申請者が労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (7) 申請者が法、法第 7 条第 6 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる法律、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。 (8) 申請者が法第115条の45の 9 の規定により指定が取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。	【介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 2 項】 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。
--	---

(9) 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が法第115条の45の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。 (10) 申請者が法第115条の45の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 (11) 申請者が法第115条の45の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に次条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 (12) 第10号に規定する期間内に次条第 2 号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 (13) 申請者が指定の申請前5年以内に訪問型サービス又は通所型サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 (14) 申請者の役員等のうち第 5 号から第 7 号まで及び第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 （変更等の届出） 第12条 指定事業者は、省令第140条の63の 5 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第 5 号、第 7 号、第 8 号、第12号、第14号及び第15号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に変更届出書（第 2 号様式）を市長に届け出なければならない。	【介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 5 第 1 項】 法第百十五条の四十五の五第一項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号から第十五号までに掲げる事項の記載を要しないと当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点をも有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
--	--

	六 利用者の推定数 七 事業所の管理者の氏名，生年月日，住所及び経歴 八 運営規程 九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況 十二 当該申請に係る事業に係る第一号事業支給費の請求に関する事項 十三 誓約書（法第百十五条の四十五の五第二項に該当しないことを誓約する書面をいう。以下この条において同じ。） 十四 役員の氏名，生年月日及び住所 十五 その他市町村が指定に関し必要と認める事項
2 指定事業者は，指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は，当該廃止又は休止の日の 1 月前までに廃止・休止届出書（第 3 号様式）を市長に届け出なければならない。 3 指定事業者は，休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は，当該再開の日からの10日以内に再開届出書（第 4 号様式）を市長に届け出なければならない。 （指定事業者の指定の取消し等） 第13条 市長は，法第115条の45の 9 の規定により指定事業者の指定を取り消し，又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は，書面により，当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。	【介護保険法第 115 条の 45 の 9】 市町村長は，次の各号のいずれかに該当する場合においては，当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し，又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 指定事業者が，第百十五条の四十五第一項第一号イからニまで又は第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行うことができなくなったとき。 二 第一号事業支給費の請求に関し不正があったとき。 三 指定事業者が，第百十五条の四十五の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず，又は虚偽の報告をしたとき。 四 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業員が，第百十五条の四十五の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず，同項の規定による質問に対して答弁せず，若しくは虚偽の答弁をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避したとき。ただし，当該指定事業者の指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において，その行為を防止するため，当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 五 指定事業者が，不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。 六 前各号に掲げる場合のほか，指定事業者が，この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 七 前各号に掲げる場合のほか，指定事業者が，地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
（事業者情報の公表及び提供） 第14条 市長は，第10条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をした場合は，当該指定等に係る事業所に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに，鹿児島県，国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）その他の機関に対して提供することかできる。	

(1) 事業所の名称及び所在地 (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 (3) 指定年月日 (4) 事業開始年月日 (5) 運営規程 (6) 介護保険事業所番号 (7) サービスの種類 (8) その他市長が適当と認める事項 (総合事業に係る利用手続) 第15条 事業対象者は、訪問型サービス及び通所型サービスを利用しようとする場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（第 5 号様式）を市長に届け出なければならない。 2 前項の届出は、事業対象者に代わって、当該事業対象者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。 (高額介護予防サービス費相当事業) 第16条 市長は、実施要綱別記 1 の第 2 の 1 の(1)のアの(コ)の規定の例により、高額介護予防サービス費相当事業を実施するものとする。 2 高額介護予防サービス費相当事業による支給（以下「高額介護予防サービス相当費」という。）を受けようとする者は、高額介護予防サービス相当費支給申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。 (高額医療合算介護予防サービス費相当事業) 第17条 市長は、実施要綱別記 1 の第 2 の 1 の(1)のアの(サ)の規定の例により、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施するものとする。	【地域支援事業実施要綱別記 1 の第 2 の 1 の(1)のアの(コ)】 (コ) 高額介護予防サービス費相当事業 ① 目的 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。 ② 対象 対象となるサービスは、(エ)①(c)に定める指定事業者によるサービスである。 ③ 実施内容 市町村が地域の実情に応じて実施するものとするが、給付と事業の両方を利用している場合は、法第 51 条又は法第 61 条に基づく給付の高額介護（予防）サービス費の支給を算定した後、高額介護予防サービス費相当の事業による支給を算定することとし、高額介護（予防）サービス費の支給計算にあたって、事業の利用による影響は与えないことに留意すること。なお、給付における高額介護（予防）サービス費との一体実施の観点から、所得判定及び自己負担限度額等は給付と同様に設定すること。 ④ 住所地特例適用被保険者に対する事業の実施者 住所地特例適用被保険者は、引き続き保険者市町村の被保険者として、保険料も保険者市町村に納めていることから、当該被保険者に対する地域支援事業の費用は保険者市町村が負担することになるため、住所地特例適用被保険者の高額介護予防サービス費相当事業は保険者市町村が実施する。 【地域支援事業実施要綱別記 1 の第 2 の 1 の(1)のアの(サ)】 (サ) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業 ① 目的 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、医療保険の自己負担額を合算した額を考慮した高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。 ② 対象サービス 対象となるサービスは、(エ)①(c)に定める指定事業者による
--	--

2 高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給（以下「高額医療合算介護予防サービス相当費」という。）を受けようとする者は、高額医療合算介護予防サービス相当費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。 （本市の区域外の事業所に係る特例） 第18条 市の区域外に所在する事業所（市長が必要と認めるものに限る。）に係る介護予防・生活支援サービスに要する費用の額、第 1 号事業支給費の支給、指定事業者の指定等及び指定の拒否については、第 6 条、第 7 条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。 （指導及び監査） 第19条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者に対して指導及び監査を行うものとする。 2 前項の指導及び監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。 （介護予防ケアマネジメント及び一般介護予防事業の実施） 第20条 介護予防ケアマネジメント及び一般介護予防事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。 （その他） 第21条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 （施行期日） 1 この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定は、平成29年 2 月 1 日から施行する。 （準備行為） 2 第15条の規定に基づく総合事業に係る利用手続その他の行為は、この告示の施行の日前においても、この告示の規定の例により行うことかできる。 別表（第 6 条関係） 1 緩和型デイサービス費 247単位（1 回につき） 注 緩和型デイサービス費に係る算定回数は、介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の利用が必要と認められた場合で、週 1 回を限度とする。 様式 略	サービスである。 ③ 実施内容 市町村が地域の実情に応じて実施するものとするが、給付と事業の両方を利用している場合は、法第 51 条の 2 又は法第 61 条の 2 に基づく給付の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給を算定した後、高額医療合算介護予防サービス費相当の事業による支給を算定することとし、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給計算にあたって、事業の利用による影響は与えないことに留意すること。なお、給付における高額医療合算介護（予防）サービス費との一体実施の観点から、所得判定及び自己負担限度額等は給付と同様に設定すること。 ④ 住所地特例適用被保険者に対する事業の実施者 （ㄅ）④と同様、保険者市町村が実施する。 ◎南九州市介護予防・生活支援サービス事業者指導及び監査実施要綱
--	--